

仕 様 書(案)

1 件 名

港区環境基本計画策定のための基礎調査業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 2（2020）年 3 月 31 日まで

3 履行場所

港区指定場所

4 目 的

港区では、港区環境基本条例（平成 10（1998）年港区条例第 28 号）第 7 条に基づき、平成 27（2015）年 3 月に、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までの 6 年間を計画期間とする「港区環境基本計画」を策定し、区の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そして、平成 30（2018）年 2 月には、計画期間前期の取組の成果と課題、国や東京都等の動き、港区基本計画及び環境関連計画の改定等を踏まえ、計画の見直しを行いました。

しかし、区の環境を取り巻く状況等は常に変化しており、環境基本計画は、社会情勢や環境の変化に適切に対応していく必要があります。

本業務は、現行計画の計画期間終了後の新たな環境基本計画の策定に向け、現行計画の評価、区の環境に関する現状と課題を把握するとともに、必要なデータの収集・整理等の基礎調査を行うものです。

5 委託内容

委託する業務内容は次のとおりとする。

(1) 自然的・社会的条件等のデータ収集又は整理

計画策定に必要な基礎的情報として、自然的・社会的条件、その他環境に関する事項についてのデータ収集又は整理を行う。なお、指定がない項目については、対象は港区内とする。

ア 自然的条件

(ア) 現存するデータの利用又は時点修正による項目

地形（台地、低地、河川、運河、海面）、気象状況（気温、湿度）、風向、風速  
運河、河川（水質、水収支、実質浸透域）

湧水及びビオトープ（箇所数・面積）

街路樹・公園等の緑（分布、面積）、緑被率

生物の状況（数、種類）

- (イ) 新しいデータの取得が必要な項目
- その他

## イ 社会的条件

- (ア) 現存するデータの利用又は時点修正による項目
  - 人口動態（人口、世帯数、世帯構成、昼間人口、夜間人口）
  - 交通（道路、ＪＲ、地下鉄、バス、自動車（区民や区内事業所が保有する車両の燃料別の登録台数、クリーンエネルギー自動車の普及率）
  - 自転車シェアリング、カーシェアリング（箇所数、台数）
  - 土地利用面積（低層・高層建築物、事務所、店舗、住宅、工場等）
  - 屋上利用状況別の面積
  - 産業構造（産業分類、従業員数）
  - 区の環境に関する将来計画等（開発事業、まちづくりに関する動向等）
- (イ) 新しいデータの取得が必要な項目
- その他

## ウ その他環境に関する事項

- (ア) 現存するデータの利用又は時点修正による項目
  - 大気汚染、騒音、振動、自動車騒音・振動
  - 温室効果ガス・二酸化炭素排出量、エネルギー消費量
    - （※事業所や家庭、産業部門において、国と港区の比較）
  - ごみ排出状況（家庭ごみ・事業系ごみ量、区収集ごみ排出実態、資源化率、食品廃棄物・食品ロス量）
  - ヒートアイランド現象の地区ごとの状況、風の道の状況
  - 国道・都道・区道の舗装状況（透水性舗装・排水性舗装・保水性舗装・遮熱性舗装の面積）
  - コージェネレーション発電状況
    - （施設数、能力）
  - 新電力（PPS）の導入状況（契約件数、総量）
  - グリーンエネルギー証書（購入事業者数、総量）
  - ソーラーパネルの設置状況（面積、設置比率、発電量）
- (イ) 新しいデータの取得が必要な項目
  - 再生可能エネルギー資源等の地域資源の賦存状況
  - パリ協定、SDGs等に関する動向
  - 海洋プラスチックに関する動向
  - 喫煙に関する動向（区内における喫煙状況（喫煙率、紙巻きたばこ及び加熱式たばこの喫煙割合）、みなとタバコルールの認知状況及び賛否割合）
  - その他

## エ 他の自治体の先進事例の環境施策

## (2) 区民、事業者等の意識調査

### ア アンケート調査

(ア) 区民アンケート：住民基本台帳から無作為抽出 1,600 人

(イ) 企業アンケート（大・中小企業アンケート）：450 件

※企業アンケートは、大企業、中小企業とで区分けを行い実施する。

(ウ) 学校アンケート：区立小中学校（教員向け） 29 校

### イ 港区基本計画策定に関する検討組織（みなとタウンフォーラム等）の意見整理

港区基本計画策定に向けて開催される「みなとタウンフォーラム」、各総合支所が開催する地区版計画策定に係る検討会議等において、区民から出される環境分野に関連する意見を収集、整理すること。

### ウ 環境施策に関わる学識経験者、関係団体へのヒアリング実施

(ア) 区内の在勤あるいは在住の学識経験者：5 名

学識経験者へヒアリングは、こちらから出向いてインタビューを行う。

※学識経験者への謝礼等については、受注者の負担とする。

(イ) 関係団体：10 者

3R 推進行動会議、港区みどりの活動員、みなと環境にやさしい事業者会議会員等

## (3) 現行計画の環境施策の点検・評価

現行計画の環境施策の進捗状況について、点検・評価を行う。

## (4) 課題の整理

(1)～(3)の調査結果を踏まえ、環境基本計画策定に際しての課題を整理する。課題の整理に当たっては、特に次の点に着眼して整理すること。

ア 現行の環境基本計画の進捗状況、評価を踏まえた環境施策の課題

イ 個別計画が充実する中で、環境基本計画が担うべき役割の整理

ウ 上記アイ並びに各調査結果を踏まえ、環境基本計画策定の方向性についての提案

## 6 スケジュール

契約締結日から 10 日以内を目処に、区と業務内容についての協議を完了すること。

中間報告を令和 2（2020）年 1 月 31 日、最終報告書を同年 3 月 31 日までに提出すること。

## 7 成果品

受注者は、以下の成果品を令和 2（2020）年 3 月 31 日までに区に提出すること。

(1) 業務実施報告書 3 部

(2) 上記(1)の電子データ(CD-ROM) 一式

電子データの形式はマイクロソフト製オフィスを使用して作成すること。

## 8 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9(1997)年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報等取扱いに関する特記事項を遵守しなければならないものとする。

## 9 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12(2000)年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること
  - ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること
  - ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(平成4(1992)年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成21(2009)年3月27日付改正20環車規第837号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 1 0 情報資産の取扱いに係る受注者の責務について

- (1) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないものとする。
- (2) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、区が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、或いはセキュリティ監査等が該当する。

## 1 1 その他

- (1) 業務の実施に際し、業務日程及び業務内容については事前に区と打合せを行うこと。
- (2) 受注者は、本業務委託履行上得られたデータ及び情報等について、区の許可無くして第三者に知らせてはならない。また、他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の承認などを得ること。
- (3) 本件委託業務のために、作成した報告書等の著作権、著作権は港区に帰属する。
- (4) 本仕様書に記載のない事項等で疑義が生じた場合は環境課と協議し、これを定める。

## 1 2 担 当

港区環境リサイクル支援部 環境課 環境政策係

電 話 03-3578-2111 (内線 2506)

F A X 03-3578-2489